

加盟団体ホイッスルブローイングの利用手引き

1. 通報フォーム等のお知らせ

(1) 通報フォームの利用（本協会法務・コンプライアンス部受信）

以下のフォームよりご連絡ください。

[加盟団体ホイッスルブローイング 通報フォーム - フォームに記入する](#)

(2) 郵送による通報（本協会法務・コンプライアンス部宛先）

〒112-0004

東京都文京区後楽1丁目4-18 トヨタ東京ビル

公益財団法人日本サッカー協会

法務・コンプライアンス部 宛

(3) 外部委託窓口の利用（委託先：株式会社ダイヤルサービス）

①電話

0120-077252

②Web 通報・相談システム

<https://www.dial-soudan.jp/ws/jfa/login>

※ご利用時に ID、パスワードが必要になります。ご存知ない方は以下フォームより問合せください。追って利用詳細についてご案内いたします。

[加盟団体ホイッスルブローイング 外部通報フォーム ID/パスワード問合せ - フォームに記入する](#)

2. 通報制度要点（加盟団体ホイッスルブローイング運用細則等から抜粋）

通報の対象行為	加盟団体又はその役職員による本協会倫理規範第3条又は当該加盟団体の就業規則等への違反行為
通報者の責務	通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない
通報の受付	・ 通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付ける ・ 通報窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない
調査の方法/加盟団体による調査	・ 通報内容を考慮し、通報内容に関する調査等の対応につき本協会が主体的に行うべきか、或いは、当該団体において行うべきかにつき決定する ・ 当該加盟団体が通報内容を扱うことが相当と判断された場合、通報窓口の担当者は、通報の調査及び是正措置等を当該団体に依頼する

以上